

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 18 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第 11 項第 2 号中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「附則第 15 条第 27 項」を「附則第 15 条第 26 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同項第 7 号中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の町民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第 14 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお

従前の例による。